

# 山梨県公報

第七百三十号

平成十九年

一月二十二日

月 曜 日

## 目次

告示

道路の区域変更(四件)……………一五

道路の供用開始……………一六

公告

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………二六

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………二九

基本測量の終了……………三〇

## 告示

### 山梨県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市大字三富川浦字峠沢一八五〇番の一地先から 山梨市大字三富川浦字後沢一八五一番の一地先まで	一三・六	一五・〇	三四・八	四六・三
	三四・八	四六・六		

### 山梨県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市和戸町一〇一〇番地先から 甲府市中央一丁目一〇番二四号地先まで	七・六八	七・六八	二二・〇	四四六七・〇
	二二・〇	二二・〇		
甲府市和戸町一〇一〇番地先から 甲府市砂田町一七〇番地先まで	一八・〇	一八・〇	五三・〇	二二四九・〇
	五三・〇	五三・〇		
甲府市和戸町一〇一〇番地先から 甲府市朝氣一丁目八四八番二号地先まで	一八・〇	一八・〇	七九・〇	三〇〇一・〇
	七九・〇	七九・〇		

### 山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 敷島竜王線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市大字牛宮前一六〇番の一地先から 甲斐市大字島上条字大塚一七五二番の四地 先まで	五・五〇 一三・一	五・五〇 二八・九	一一七・〇	一一六八・〇
	新	新		
甲斐市大字境字横田二七三番の八地先から 甲斐市大字島上条字大塚一七五二番の四地 先まで	一六・三〇 二二・五	五二・〇	一一七・〇	一一六八・〇
	新	新		

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月十三日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川三郷町大字高田字大正二九一 番の七地先から 西八代郡市川三郷町大字高田字大正二九一 番の四地先まで	一七・三〇 二二・五	一九・六〇 二四・八	九・三	九・三
	旧	新		

山梨県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所

において、この告示の日から平成十九年二月十三日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷線 沢線	西八代郡市川三郷町大字高田字 大正二九一 番の四地先から 西八代郡市川三郷町大字高田字 大正一六七番の 一地先まで	二八・五	平成十九年 一月二十二 日

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として指定した。  
平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種類
財団法人山梨整肢 更生会中村外科病 院	甲府市丸の内一丁目二番二号	整形外科に関する医療
すぎねフロクリ ニック	甲府市塩部一丁目一〇番六号	腎臓に関する医療
五味矯正歯科クリ ニック	甲府市塩部四丁目一六番二〇号	歯科矯正に関する医療
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号	整形外科に関する医療 形成外科に関する医療 脳神経外科に関する医

療	都留市立病院	都留市つる五丁目一番五五号	心臓脈管外科に関する医療 腎臓に関する医療 小腸に関する医療 耳鼻咽喉科に関する医療 免疫に関する医療
療	財団法人山梨厚生 会山梨厚生病院	山梨市落合八六〇番地	心臓脈管外科に関する 医療 腎臓に関する医療
療	山梨県立あけぼの 医療福祉センター	韮崎市旭町上条南割三三三番地一	整形外科に関する医療
療	巨摩共立病院	南アルプス市桃園三四〇番地	腎臓に関する医療
療	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七七三番地	腎臓に関する医療
療	市川三郷町立病院	西八代都市川三郷町市川大門四二八番地一	腎臓に関する医療
療	渡辺眼科	南都留郡富士河口湖町船津二〇八八番地三	眼科に関する医療
薬局(調剤)	マルジン薬局	甲府市朝日四丁目一番一号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	マルジン薬局北口店	甲府市北口一丁目六番八号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	有限会社フロイン ト塩部薬局	甲府市塩部四丁目一四番一号	薬局(調剤)

薬局(調剤)	有限会社ハタノ薬 局城東店	甲府市城東五丁目一七番二二号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	十字堂ないとう薬 局	甲府市中村町一三番四号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	みどり薬局富士見 店	甲府市富士見一丁目五番二二号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	株式会社ウエノウ 工ノ薬局	甲府市国母一丁目四番七号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	ウエノ中央薬局	甲府市中央一丁目一番一〇号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	有限会社ハタノ薬 局	甲府市中央四丁目四番二四号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	株式会社ウエノウ 工ノ池田薬局	甲府市長松寺町六番一号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	小沢薬局	甲府市湯田二丁目一番一九号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	美咲調剤薬局	甲府市美咲一丁目八番七号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	中谷薬局	甲府市和戸町一七三番地	薬局(調剤)
薬局(調剤)	竹川薬局和田	甲府市和田町三〇〇三番地一三八	薬局(調剤)
薬局(調剤)	ふじ薬局吉田店	富士吉田市上吉田六五四八番地	薬局(調剤)
薬局(調剤)	株式会社日医調剤 勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼二九五九番地二	薬局(調剤)
薬局(調剤)	赤坂調剤薬局	都留市下谷三丁目一二七四番三号	薬局(調剤)
薬局(調剤)	株式会社ウエノウ 工ノ東薬局	都留市法能六七〇番地	薬局(調剤)

山梨県公報	第七百三十号	平成十九年一月二十一日
有限会社みやびみやび加納岩薬局	山梨市上神内川一五二五番地	薬局（調剤）
サンク調剤薬局	山梨市上神内川一五〇番地二	薬局（調剤）
安留薬局	大月市大月二丁目二番二四号	薬局（調剤）
中央調剤薬局	大月市大月町花咲二二六四番地三	薬局（調剤）
みさき薬局葎崎	葎崎市藤井町南下条水無三三六番地二	薬局（調剤）
株式会社中沢薬局 甲西店	南アルプス市荊沢二五二番地一	薬局（調剤）
みさき薬局甲西店	南アルプス市西南湖沖田二八番地三	薬局（調剤）
エル薬局響が丘店	甲斐市竜地二七八三番地三	薬局（調剤）
かしのき薬局	甲斐市西八幡四三九五番地一一	薬局（調剤）
株式会社ウエノウ エノさくら薬局	甲斐市富竹新田一四九七番地一	薬局（調剤）
株式会社日医調剤 一宮薬局	笛吹市一宮町末木八六三番地一	薬局（調剤）
森田薬局	笛吹市石和町八田四八九番地一一	薬局（調剤）
塩川調剤薬局	北杜市須玉町藤田七二七番地一	薬局（調剤）
長坂調剤薬局	北杜市長坂町大八田三九二二番地四	薬局（調剤）
ヒロ薬局上野原店	上野原市上野原三一四三番地三	薬局（調剤）
みどり薬局玉穂店	中央市若宮二七番地六	薬局（調剤）
社団法人山梨県薬	中央市若宮二七番地一一	薬局（調剤）

剤師会会営調剤薬局		
株式会社日医調剤 市川大門薬局	西八代都市川三郷町市川大門四四三番地三	薬局（調剤）
有限会社さくら市川大門調剤薬局	西八代都市川三郷町野中四四一番地一	薬局（調剤）
レモン薬局	南巨摩郡増穂町青柳一一三五番地一	薬局（調剤）
有限会社さくら中富調剤薬局	南巨摩郡身延町飯富一八七八番地一	薬局（調剤）
有限会社さくらさくら調剤薬局	南巨摩郡身延町梅平三九八二番地	薬局（調剤）
ドレミ薬局	中巨摩郡昭和町押越七一番地一	薬局（調剤）
マルイ古屋薬局	南都留郡富士河口湖町小立一八四〇番地	薬局（調剤）
アーク調剤薬局一宮店	笛吹市一宮町本都塚一四八番地五	薬局（調剤）
ファーマライズ薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目一〇番二号	薬局（調剤）
有限会社みやびみやび御坂薬局	笛吹市御坂町井之上八一九番地六	薬局（調剤）
茜調剤薬局	笛吹市石和町四日市場一七九二番地一	薬局（調剤）
有限会社さくら鰻沢調剤薬局	南巨摩郡鰻沢町起シ一五三番地五〇	薬局（調剤）
株式会社日医調剤	中巨摩郡昭和町西条五〇〇三番地五	薬局（調剤）

昭和薬局		
みさき薬局北口	甲府市北口一丁目一番三号ワンストック ブ一階	薬局（調剤）
みさき薬局西桂	南都留郡西桂町下暮地二〇一番地一	薬局（調剤）
みさき薬局大月	大月市駒橋一丁目二番三〇号	薬局（調剤）
ヘルスケアセイジ ヨー薬局富士吉田 店	富士吉田市上吉田二丁目五番一号富士 急ターミナルビル一階	薬局（調剤）
株式会社ウエノウ 工ノ湯田薬局	甲府市湯田一丁目一一番六号	薬局（調剤）
株式会社ウエノウ 工ノ塩部薬局	甲府市塩部四丁目八番二二号	薬局（調剤）
社団法人山梨県薬 剤師会会営甲府北 薬局	甲府市美咲二丁目一〇番一六号	薬局（調剤）

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により上野原市から聴取した意見及び同条第二項の規定により意見を有する者から述べられた意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年二月二十二日まで縦覧に供する。  
平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 オギノ上野原店 食品館

2 所在地 上野原市上野原千九百三十八番一外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十八年九月四日  
三 意見の概要

1 上野原市からの意見

(一) 駐車場出入口の数及び位置の設定

(二) 歩行者の通行の安全の確保

(三) 青少年の非行等の防止

(四) 食品加工場からの調理臭の発散等の防止

2 意見を有する者からの意見

(一) 駐車場出入口の数及び位置の設定

(二) 関係機関との調整によるインフラの整備や交通規制

(三) 駐車場への経路の設定

(四) 交通整理のための人員の配置

(五) 歩行者の通行の安全の確保

(六) 防災・防犯対策への協力

(七) 青少年の非行等の防止

(八) 暴走行為による騒音の発生の防止

(九) 廃棄物の散乱の防止

(十) 街並みづくりへの配慮

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により上野原市から聴取した意見及び同条第二項の規定により意見を有する者から述べられた意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年二月二十二日まで縦覧に供する。  
平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 オギノ上野原店 衣料館

2 所在地 上野原市上野原千八百四十二番五外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十八年九月四日

三 意見の概要

1 上野原市からの意見

- (一) 駐車場出入口の数及び位置の設定
- (二) 駐車場への経路の設定
- (三) 歩行者の通行の安全の確保
- (四) 青少年の非行等の防止

2 意見を有する者からの意見

- (一) 駐車場出入口の数及び位置の設定
- (二) 関係機関との調整によるインフラの整備や交通規制
- (三) 駐車場への経路の設定
- (四) 交通整理のための人員の配置
- (五) 歩行者の通行の安全の確保
- (六) 防災・防犯対策への協力
- (七) 青少年の非行等の防止
- (八) 暴走行為による騒音の発生の防止
- (九) 廃棄物の散乱の防止
- (十) 街並みづくりへの配慮

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十九年一月十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 作業種類 基本測量（電子基準点標高取付観測作業、電子基準点現地調査作業、基準点現況調査作業）

二 作業期間 平成十八年八月三十日から平成十九年一月九日まで

三 作業地域 甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、甲斐市、笛吹市、南巨摩郡身延町及び南部町、南都留郡道志村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村